

きらら美濃加茂(指定生活介護)重要事項説明書

この重要事項説明書は、当法人が運営するきらら美濃加茂(指定生活介護)とのサービス利用契約を締結される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条に基づき事業所の概要、提供されるサービスの内容等、契約上の重要な事項について説明するものです。

### 1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 清流会
代表者氏名	理事長 浅井 長可
事務所の所在地	岐阜県加茂郡白川町赤河1454番地2
電話番号等	Tel 0574-73-1311 Fax 0574-73-1325

### 2. 事業所

事業所の名称	きらら美濃加茂
事業所の所在地	岐阜県美濃加茂市西町七丁目182番地1
電話番号等	Tel 0574-27-1977 Fax 0574-27-1978
サービスの内容	指定生活介護
利用定員	20人
主たる対象者	18歳以上の知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者及び難病対象者

### 3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	常時介護を必要とする障がい者について、昼間においてその者の有する能力に応じた創作活動又は生産活動の機会を提供するとともに、食事、排泄の介護等を行うことにより、自立した日常生活又は社会生活が営むことができるように支援することを目的とします。
運営の方針	利用者が働くことを通して、生きることを体感し得る場であることを事業運営の究極の目標として、社会性の伸長並びに職業能力の育成に努めます。

### 4. 施設の概要

#### (1) 施設

建物	構造	木造平屋建カラー鋼板葺 2棟
	延べ床面積	642.61㎡
敷地面積		2,918.20㎡

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面積	備考
訓練・作業室	5	215.3 m <sup>2</sup>	
多目的室	1	94.4	
相談室	1	9.94	
洗面所	1	9.94	
静養室	1	13.51	
地域交流コーナー	1	36.44	
湯沸室	1	4.14	
男子便所	1	14.91	
女子便所	1	16.56	
男子更衣室	1	12.42	
女子更衣室	1	12.42	
洗濯室	1	6.08	
シャワー室	1	5.48	
多目的トイレ	1	5.83	
倉庫	3	28.72	
事務室	1	57.97	

5. 職員の職種・員数及び職務の内容

職種	員数	区				区分				職務内容
		常勤		非常勤		非常勤		非常勤		
		専従	兼任	専従	兼任	専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1		1						統括管理	
サービス管理責任者	1		1						利用計画の作成	
生活支援員	6	2				3		1	利用者の生活支援	
看護職	1					1			利用者の健康管理	
医師	1							1	利用者の健康観察	
運転手	0								送迎車両の運転	
事務員	4		4						庶務事務	

## 6. 職員の勤務体制

職種	勤務体制	運営規程の概要
管理者	F(8:00~17:00)	1名
サービス管理責任者	F(8:00~17:00)	1名
医師	嘱託医による定期健診及び必要に応じて随時受診	1名
生活支援員	C1(9:00~16:00) C2(8:00~15:00) F(8:00~17:00) S(9:00~15:00)	4名以上
看護師等	S(9:00~15:00)	1名以上
運転手	生活支援員等で送迎業務を行う。	1名以上
事務員	F(8:00~17:00)	2名以上

## 7. サービス提供日及び提供時間

サービス提供日	月曜日から金曜日で事業所が定める休業日を除く。ただし、必要に応じて土・日曜日にサービス提供を行うことがあります。
サービス提供時間	午前9時から午後4時。ただし、自然災害の発生の恐れがあるときは、サービス提供時間を短縮することがあります。

## 8. 介護給付費等対象サービスの内容

当事業所では、利用者に次のサービスを提供します。

当事業所で行うサービスは、毎年度、利用者個々の希望や支援課題等を把握し、支援目標となる「個別支援計画」を作成して、この「個別支援計画」に基づいて支援を行います。「個別支援計画」は、事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。また、「個別支援計画」の写しを利用者に交付いたします。

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事の提供は行いませんが、外部からの食事を斡旋するとともに、食事の保温管理や湯茶を提供し、食事マナーの支援等を行います。</li> </ul> <p>〈食事時間〉 12:00から13:00</p>
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに、排泄の自立に向け適切な支援を行います。</li> </ul>
生産活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の希望と障がいの程度や能力に応じた活動内容を提供します。</li> </ul> <p>活動内容：さをり織り等自主製品の製造、ジェラート等の製造販売</p>

<p>創作活動等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水曜日の午後を活動日として、アートなどの創作活動や軽スポーツ、季節行事等の活動などを通して充実した過ごし方ができるように支援します。</li> <li>買い物、外食などの学習を行います。</li> </ul>
<p>機能訓練</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水曜日の午後に機能訓練を行い身体機能の維持向上を図るとともに、毎日の活動の前に散歩や体操を行うなどによりADLの向上に努めます。</li> </ul>
<p>生活相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者及びその家族からの生活上の様々な相談について、誠意を持って対応し、必要な援助を行うように努めます。</li> </ul>
<p>健康管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>嘱託医師により年2回健康診断を行い健康管理に努めます。</li> <li>常時は、看護師の指導により疾病予防、健康管理に努めます。また、緊急時は必要によって、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。</li> <li>サービス提供中に利用者が医療機関の受診が必要となる場合には、その付き添い等について配慮します。</li> <li>服薬の必要な利用者には、看護師の指導の基に支援員が管理し、服薬時に適切な支援を行います。</li> </ul>
<p>訪問支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>何らかの都合で欠席日が続く場合には、生活支援員が家庭を訪問して利用者の状態を確認したり相談に応じるなど復帰を支援します。</li> </ul>
<p>送迎サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩での通所が困難、又は公共交通機関を利用してのサービス利用が困難な利用者には、送迎車両を運行して通所のための移動を支援します。また、公共交通機関を利用される利用者には、利用の際の援助を行います。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記サービス提供に係る必要な介護・支援・相談・助言を行います。</li> </ul>

9. 通常事業の実施地域

各務原市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町の全域とします。

10. 工賃の支払

生産活動による収益がある場合には、生産活動に従事した利用者に対して、別に定める工賃支払規程に基づき工賃をお支払いします。

11. 利用者から受領する費用の種類及びその額

事業者が利用者にお支払いいただく費用は、次のとおりです。

- 指定生活介護のサービスを提供した際には、利用者から当該サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとします。

(2) 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から当該指定生活介護に通常必要とする費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定生活介護に要した費用(特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に指定生活介護に要した額の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとします。

(3) 上記以外の費用の額

ア 創作的活動に係る材料費の実費

イ 日用品費の実費

ウ その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

## 12. 費用の支払方法等

利用者負担額等の支払は、事業者からの請求をもとに以下の方法でお支払いください。

〈支払方法〉

- 金融機関からの口座振替又は現金納付
- ご利用できる金融機関：株式会社ゆうちょ銀行又はめぐみの農業協同組合
- 口座振替日(支払日)：毎月25日(当日が金融機関の休業日の場合は直後の営業

日)

- 口座振替手数料は、事業者が負担します。

## 13. 苦情等に関する対応

<p>事業所の相談窓口等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情解決責任者 管理者</li> <li>窓口担当者：生活支援員</li> <li>ご利用時間：8:30～17:30(日曜・祭日等休業日を除く。)</li> <li>電話番号：0574-27-1977・FAX番号：0574-27-1978</li> <li>苦情受付箱「なんでも意見箱」を設置していますのでご利用ください。</li> </ul>
<p>苦情解決第三者委員</p>	<p>藤井 久子 今井 達美 村瀬 昭成</p>
<p>市町村福祉課</p>	<p>お住まいの市町村福祉担当課</p>
<p>県の相談窓口</p>	<p>所在地：岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館 6階 名称：岐阜県運営適性化委員会 電話番号：058-278-5136</p>

14. 虐待防止に関する対応

事業所の相談窓口等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待防止責任者 統括管理者</li> <li>・ 窓口担当者 生活支援員</li> <li>・ ご利用時間 : 8:30~17:30(日曜・祭日等休業日を除く。)</li> <li>・ 電話番号 : 0574-27-1977 ・ FAX番号 : 0574-27-1978</li> </ul>
-----------	---

15. 医療機関及び緊急時の対応

(1) 嘱託医及び協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 博雅会 小林クリニック
医師名	小林 裕志
所在地	岐阜県加茂郡坂祝町黒岩383番地5
電話番号	0574-25-8077
診療科	内科、脳神経外科、整形外科、リハビリテーション科
入院設備	無し

(2) 緊急時及び事故発生時における対応

- ア 指定生活介護の提供中に利用者の病状の急変が生じた場合や事故発生時には、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医に連絡を行うなど必要な措置を講ずるとともに、ご家族にご連絡いたします。また、必要なケースについては、県、市町村等関係機関に報告します。
- イ 指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を行います。

16. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「きらら美濃加茂消防計画」及びマニュアルにより対応します。
平常時の訓練	別途定める「避難訓練・防災指導計画」にのっとり、年6回の避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動火災報知器 ・ 非常通報装置 ・ 誘導灯</li> <li>・ 消火器 ・ ガス漏れ感知器</li> <li>・ カーテン、フロアマット等は防災性のあるものを使用しています。</li> </ul>
消防計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防計画の作成日 : 平成28年4月1日</li> <li>・ 防火管理者 管理者 —</li> </ul>

17. 事業所ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、必ず職員に連絡し面会簿に記録をお願いします。
外出	利用者を外出させる際には、外出届を担当職員まで提出していただき、許可を取ってください。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	敷地内は全て禁煙です。
宗教活動 政治活動 営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

18. 個人情報の扱い

(1) 個人情報の管理

- ・ 利用者の個人情報の取得、あるいは他のサービス事業者への情報提供については、事前に利用者の承諾を得るようにします。
- ・ 事業所が保有する利用者情報の紛失、漏洩、改ざん防止、及び不正なアクセス等によるリスクに対して必要な安全対策等を講じて適切な管理を行います。

(2) 個人情報保護等に関する相談窓口

- ・ 事業所が保有する個人情報の開示、訂正、保護等についてのご相談、お問い合わせについては、法人事務局へご連絡ください。

電話番号 0574-73-1311

FAX番号 0574-73-1325

19. 第三者評価の実施状況

実施の有無	無し
-------	----

20. サービス提供開始日

サービス提供開始が可能な年月日	サービス利用契約締結の日から
-----------------	----------------

じゅうようじこうとう せつめい ねんがつひ  
**重要事項等の説明の年月日**  
 れいわ ねん がつ ひ  
**令和 年 月 日**

わたくし じぎょうしゃ ほんしよめん もと していせいかつかいご かん じゅうようじこう  
 私は、事業者から本書面に基ついで指定生活介護に関するサービスの重要事  
 項等について せつめい う どうがい ていきようかいし どうい  
 説明を受け、当該サービスの提供開始に同意します。

りようしゃ 利用者	じゅう しょ 住 所	
	し めい 氏 名	㊟

じょうき きさい りようしゃ しんたいどう じょうきよう しよめい わたくしだい  
 ※ 上記の記載は、利用者が身体等の状況により署名ができないため、私(代  
 りにん)が利用者本人の意志を確認の上、代筆しました。

だいにんにん 代理人	じゅう しょ 住 所	
	し めい 氏 名	㊟
	りようしゃ かんけい 利用者との関係	

ぜんじゆつ じゅうようじこうとう ないよう せつめい  
 前述の重要事項等の内容について、説明しました。

じぎょうしゃしよざいち 事業者所在地	ぎふけんかもぐん しらかわちようあこう ばんち 岐阜県加茂郡白川町赤河1454番地2
じぎょうしゃめい 事業者名	しゃかいふくしほうじん せいりゅうかい 社会福祉法人 清流会
だいはうしゃしめい 代表者氏名	りぢちよう あさい ながよし 理事長 浅井 長可
じぎょうしよめい 事業所名	みのかも きらら美濃加茂
せつめいしゃしよくしめい 説明者職氏名	㊟